

三原市人権推進企業関係者協議会要綱

(名称)

第1条 この会は、三原市人権推進企業関係者協議会（以下「企業協」という。）という。

(構成)

第2条 企業協は、市内の企業及び関係機関の代表者で、本会の主旨に賛同するものをもって構成する。

(目的)

第3条 企業協は、企業等の同和問題を始めとするあらゆる人権問題において、正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 企業協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員は、企業内の人権推進に関する問題について、積極的にその解決に努める。
- (2) 会員は、企業内における人権推進を図るため、積極的に研修を実施する。
- (3) 会員は、企業の採用基準、就業条件等について、人権推進の視点において、その検討と改善に努める。
- (4) 会員は、その他企業協において必要と認めた事業を行う。

(役員)

第5条 企業協に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 若干名
監 事 2名

2 会長、副会長は理事の中から選任し、理事、監事は会員の中から選任する。

3 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、企業協を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 理事は、正副会長とともに理事会を構成し、この会の目的を達成するために必要な事項について審議し、企業協の運営をつかさどる。
- (4) 監事は、企業協の業務並びに会計を監査する。

4 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 企業協の会議は、総会及び理事会とし会長が招集する。

- (1) 総会は、毎年1回以上開く。
- (2) 理事会は、会長が必要と認めた時に開く。
- (3) 役員は、人権問題に関し、必要に応じ学識経験者等の意見を求めることができる。

(会計)

第7条 企業協の経費は、会費その他の収入を持ってあてる。

2 会費の金額については、別に定める。

3 企業協の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第8条 企業協の事務局は、三原市経済部商工振興課内に置く。

附 則

この要綱は、昭和46年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。(第1条関係)

附 則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。(第8条関係)